

遺言執行者が手続きする場合の必要書類

必要書類に✓する等、ご活用ください

		書類	入手先
いずれか1通	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（原本） ※亡くなられた方の死亡が確認できるものが必要となります。	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図 ※原本の返却はできません。	法務局
いずれか1通	<input type="checkbox"/>	公正証書遺言（正本または謄本）	
	<input type="checkbox"/>	検認済み自筆証書遺言（原本） ※以下①～③いずれかの書類も原本の提出が必要となります。 ①検認済証明書 ②遺言書検認調書謄本 ③検認済通知書	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/>	遺言書情報証明書 ※法務局保管制度の利用がある場合に必要となります。	法務局
◎	<input type="checkbox"/>	遺言執行者の方および受遺者の方全員の印鑑証明書（原本） *1 ※発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	遺言執行者選任審判書謄本（原本） ※家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合に必要となります。	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/>	委任状 *2 *3 ※遺言執行者の方が弁護士等の第三者に委任する場合に必要となります。	
◎	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書（当JA指定様式） ※遺言執行者の方、受遺者の方全員の署名・捺印（実印） *1が必要となります。	当JA窓口
◎	<input type="checkbox"/>	遺言執行者の方および受遺者の方全員の実印 *1	
◎	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の 通帳・証書・キャッシュカード・共済証書・出資証券等 ※紛失されている場合はお申し出ください。	

◎・・・必ずご準備いただく書類です

- *1 遺言書の形式により、遺言執行者の方のみで手続きできる場合がございます。
- *2 受任者の方の印鑑証明書等の書類も必要となります。
- *3 遺言書の内容や作成日により、第三者への委任ができない場合がございます。

・原本提示が必要な書類については、書類を確認後、写しを取って返却いたします。
ただし、お取引内容により、原本を返却できない書類がございます。

・手続きに関する必要書類は、亡くなられた方や相続人の方の状況により異なる場合があります。